

宮城県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

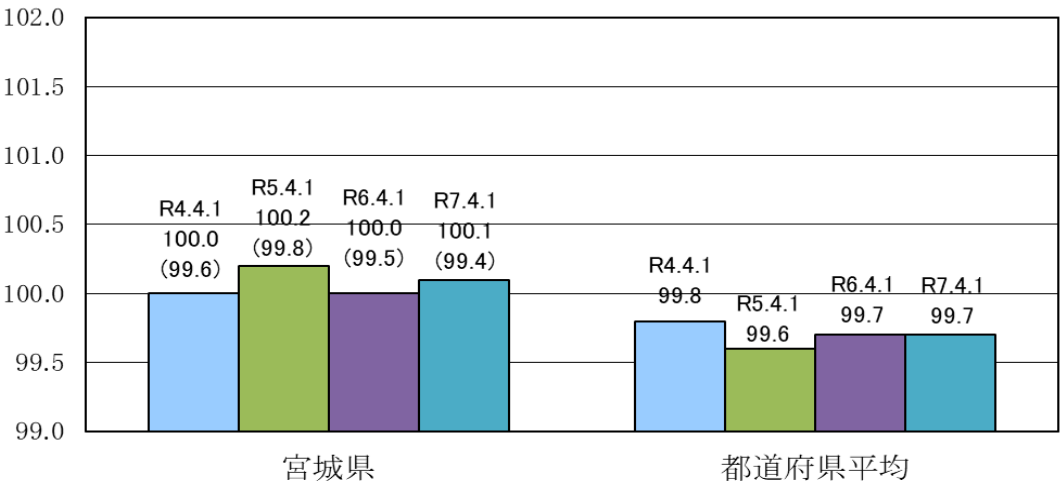
区分	住民基本台帳人口 (8年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件費率
7年度	人 2,209,215	千円 985,277,770	千円 2,832,900	千円 213,825,839	% 21.7	% 21.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
7年度	人 22,551	千円 100,118,439	千円 22,220,587	千円 42,418,684	千円 164,757,710	千円 7,306	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレース指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

本県の給与水準は、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定しております。地域の民間給与水準を給料月額に適切に反映させた結果、国の給与水準を上回ることとなったものです。
なお、給与水準については、今後も人事委員会勧告を尊重しながら、適切な給与水準となるよう努めます。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和8年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和8年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期)
令和7年4月1日
(内容)
行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での給料月額の重なりを解消等を実施。

②地域手当の見直し

(支給割合)

国基準(愛知県名古屋市12%、宮城県仙台市8%)に対し、宮城県においても、愛知県名古屋市は、令和6年人事委員会勧告において12%とされており、令和8年4月1日時点は令和7年人事委員会勧告に基づき国と同じ13%を支給、宮城県仙台市は5.5%を支給。

(実施時期)

令和7年4月1日より実施。愛知県名古屋市については、令和7年4月1日時点は14%、令和8年4月1日は13%を支給し、宮城県仙台市については、令和7年4月1日時点は5%、令和8年4月1日は5.5%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合(愛知県名古屋市)	15%	14%	13%
宮城県の支給割合(愛知県名古屋市)	15%	14%	13%
国基準による支給割合(宮城県仙台市)	6%	7%	8%
宮城県の支給割合(宮城県仙台市)	4.5%	5%	5.5%

③その他の見直し

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)